

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告杉本皓子 意見陳述書

2021年2月15日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周
				外34名

原告の杉本皓子です。よろしくおねがいします。私はフェアトレードの商品を売っている小さな店の主です。自己紹介から意見陳述を始めます。

1 戦後生まれの私

私は愛知県渥美半島の赤羽根に、1950年に生まれ、育ちました。海辺近くに家があり、台風ともなればすごい潮風が吹きます。ただごとではない波の大きなうねりと、大波が何を運んでくるのか心が躍りました。小学校は歩いて50分ほどで、遠かったです。

2 父の軍歴と母の結婚

両親は 1931 年からの十五年戦争に青春を過ごしました。父は 1934 年 18 才で陸軍に入り、訓練を受け、21 才で大陸出兵です。朝鮮の釜山をへて中国に行き、天津の北支方面に到着。大砲・砲弾を装備する高射砲中隊所属です。軍輸送トラックの運転が任務でした。

母は 1937 年 14 才から一宮紡績工場で働くも、「チチキトク スグカエレ」電報で、翌々日見知らぬ男性と結婚をさせられています。それが私の父です。1944 年、父 28 才、母 20 才のことです。父は母に厳しい人でした。父は結婚後 1 年近く仕事に就き、1945 年 3 月に内地勤務の再入隊。9 月に家に帰ってきました。

3 反面教師の父と母

私はもの心着いた頃から、母を怒鳴りつける父を見るたび、恐ろしかったです。

いつも父のいうとおりの母で、自分の考えを夫や子どもにしゃべるという姿を、私は見たことがありません。それでも母は、私の誕生祝いを用意してくれています。「おまえの 1 歳祝いに、配給券で交換した赤いネル地の、ねまきの着物を仕立て洗って、物干し竿に干したら、だれかに盗まれた」と私の誕生日の度にくやしそうに言うのです。

なぜ、母はずっとその話を言うのか。私は還暦をすぎ、歴史を学ぶうちに国家総動員法に気が付きます。戦時経済統制で需要と供給のバランスがくずれ、（＊綿布の解除は敗戦 6 年後の 1951 年だったのです。）もの不足の中、母は私の誕生日を赤いねまきで祝いたかったが、誰かに横取りされた怒りが、毎年の繰り返し言となっていたのです。これも母なりの戦争被害の表現です。父は、母を従える主人です。私は、母には物足りなさを、父には内心駄目出しをしながら、どういう人になろうかと考え、成長しました。

父がなぜ母を怒鳴りつけ、支配をくりかえしたかを成長して考えるに、皇国史観の教育と戦時体制の世間の風潮に思い至ります。父にしては生まれたときからの軍国主義教育と多感な 18 才からの長きにわたる軍隊生活で徹底的に洗脳され、封建的家父長的な振る舞いが染みつき、母にしても封建的男尊女卑の時代を生きたことで、人権意識も踏みにじられた人生を送ることになったのです。このような両親のありようも、戦争がもたらした被害です。憲法がこの封建的家父長的な家庭の場を改め、基本的人権のもとに「家庭生活における個人の尊重と両性の平等」をうたうことが、私の生き方とも大きく繋がりました。

両親の時代ほどではないとしても、政府の行為によって再び国民・住民が苦しむ戦争肯定の国になる大きな一步を踏み出したのが、この憲法違反の安保法制法です。武力主義と歯止めのきかない法律、その後の違憲な既成事実の進展は、経済はじめ日本社会の様々な分野に歪みと弊害をもたらし、現に平和に生きたいと願う私の平和的生存権を侵害しています。

4 私の世界 フェアトレードと平和学

51 歳になった時、私はフェアトレードの店を始めます。フェアトレードはよく「公正貿易」と言い換えられます。が、私はその一言では尽くせない具体的なフェアトレードの方針に、心から共感しています。

途上国の、経済的に貧しく、子どもに満足に食べさせられず、また学校に通わせることが困難な人に生産者になり品物をつくってもらう。日本のフェアトレード事業者が買い取り、ときには前金を支払って、生計と自立を図ってもらう仕組みです。私は小売りとして協力ができます。世界的にフェアトレードには、10 の指針があります。安全で健康的な ILO 世界労働機関の条件整備・児童労働と強制労働の排除・男女平等と差別の撤廃・環境への配慮など、人権と社会正義が合言葉です。

2004 年インドの生産者訪問の旅に参加しました。フェアトレード事業者「サシャ」の代表に、なぜ？フェアトレードをはじめたのですかと質問しました。その方は女性でカーストは上です。「若い時、(バングラデシュ独立戦争で) インドに逃れてきた難民を助けるボランティアをしていたの。その人たちの生活が安定し、なにか作れるようになれば、売ってやらないとね」と答えました。戦争が終わると、生産ができます。難民になっても仕事があれば生活を取り戻せると、教わり、勇気ができました。

私の店でも人気だった手編み靴下は、アフガニスタン紛争難民の女性たちの手仕事でした。しかし国連の難民援助が打ち切られ仕事なくなります。代わりにペシャワール会の故中村哲さんたちの国際貢献が知られていきます。いまでも戦火におびえさせられる 21 世紀が悲しいです。

夫が関わる N P O からは、「平和学」を知りました。世界のあちこちで戦争や紛争が起きますが、原因をさぐることで、新たな戦争を止めようとする学問です。平和学で有名なのはノルウェーのヨハン・ガルトゥング博士です。

彼は、暴力を大きく 2 つに分けました。直接的暴力 (direct violence)、ここには肉体的暴力、精神的暴力、性暴力が入ります。もう 1 つは構造的暴力 (structural violence) で、戦争原因となる貧困と格差です。貧困は、富の偏り。格差は、不平等と非民主主義の結末です。平和学ではこの両方の暴力をなくすことを＜積極的平和主義 (Positive Peace) ＞と定義します。

平和学は、フェアトレードの 10 の指針と非常に重なっていました。私はフェアトレード品の生産地であるアジアやアフリカ、また中南米の生産者の様子を理解するにつれ、小さな私の店が、世界とつながっていると感動しました。買った消費者もまた平和への協力者なのです。

しかし、安倍総理は、2013 年 9 月国連総会演説で、「日本として、積極的平和主義の立場から、P K O 始め、国連の集団安全保障措置により、より一層積極的な参加ができるよう、私は図ってまいります。」と「積極的平和主義」を強調するスピーチしたのです。これは積極的平和主義の歪曲であり盗用です。安倍総理の積極的平和主義の中身は、(Proactive Contribution to Peace) 武力主義です。その姿かたちが、「安全保障関連法」、つまり「安保法制関連法」です。

1991 年 1 月に湾岸戦争が米国により開始されました。対米従属の日本政府は米国のご機嫌取りでまず 10 億ドル、戦争突入後は 90 億ドル（当時のレート約 1 兆 2 千億円）拠出を決め、合計 100 億ドルを出したのです。湾岸戦争関連費としてイラク住民の生命・生活、環境を奪ったのは、めぐりめぐった私たちの税金です。忘れることのない心の痛みです。米国の「イラクの大量破壊兵器」という唯一の戦争理由は、のちにフェイクだと暴かれています。

憲法の求める積極的平和主義であれば、このような金は、アフガニスタンにおける中村哲医師の活動やフェアトレードの拡大などの様々な国際貢献にこそ使われるべきでしょう。それこそが日本が国際社会において尊敬される国になり、真の安全保障となるものです。

5 私の訴え

訴えは、次の 4 点です。

①安保法制は、ことばの言い換えと武力主義です。実態は、「集団的自衛権の行使容認」に進み、 憲法 9 条の改憲で、憲法違反です。南スーダン派遣の自衛隊日報が「消された」のは、「戦闘」に自衛隊が踏み込んだからです。

②フェアトレードは、積極的平和主義です。国際貢献の一つです。日本国憲法の前文「世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和の

うちに生存する権利を有する」とハーモニー（調和）があります。だから、国家間による暴力を憎んでいます。

③「安保法制関連法」の成立で、国家予算の軍事費が年々ふえ、防衛省の（文民統制）シビリアンコントロール違反を助長しています。今年1月25日中日新聞には、防衛省の決定も経ずに、米海兵隊と極秘で辺野古キャンプ・シュワブに陸上自衛隊部隊派遣を密約、との報道があります。戦前のように軍人政治介入で、日本国憲法が軍事費や防衛省におかされることが、怖いです。

④軍事費が膨れ上がり、私たちの暮らしは貧しくさせられています。年金や医療、生活保護費や教育費を減らす予算が組まれています。消費税10%アップ後も幼保無償化では、高校無償化排除につづき朝鮮学校と外国人たちの幼児教育費が削られています。私は、権利意識と義務を学び、豊かな人格をはぐくむ教育にこそ、国の予算をと叫びたいです。

最後になります。父の生前、介護中の母に台所で、「おかあちゃんは人生で何が一番辛かった？」と聞きました。母はあっさり「そりゃあ、戦争だよ」と、お茶を飲みました。介護という母の闘い以上に、戦争は母を苦しめました。もの不足・薬不足はじめ、家庭生活のすみずみに入り込み、戦争向きの人格を強いられ、平和を許さなかったのです。私は憲法に保障された平和的生存権が今また、むしばまれつつあることの心の痛みを様々に感じています。親子二代の願いとして、裁判官の平和を照らす判決を心待ちにしております。

以上